

『守護國家論』引用經典の一考察

——『涅槃經』如來性品「依法不依人」を中心にして——

宮川朋子

一、はじめに —問題の所在—

『守護國家論』は、正元元年（一一五九）日蓮聖人が三十八歳のとき、立教開宗から七年目に執筆された体系的な論著であり、日蓮聖人の初期における淨土教批判の代表的な著述である。

『守護國家論』について、日蓮聖人の初期教学を代表

する重要な著述として注目した先行研究として、小松邦彰氏稿「守護國家論の一考察」を擧げることができる。⁽¹⁾その中で小松氏は『守護國家論』について、次のように指摘されている。

小松氏は、聖人の淨土教批判の面から『守護國家論』における一念三千論、國土觀、唱題成仏論についての問題を考察され、その結論として、淨土教批判に限局しても、その論理展開は佐渡流罪後の体系化された教学と変りなく、本書が聖人の思想史に極めて重要な位置を有つものであるとしている。⁽²⁾

「國家論は源空淨土教批判を主目的とするものであるが、本書によって必然的に（主觀的にも客觀的ににも）聖人自身の教學体系の構築が進められることになつたのである。何となれば、そこにはすでに、五義・

八歳の時に著された『守護國家論』には、聖人の生涯を

一貫して変わることない重要な教義が説かれており、法華經の行者としての聖人の生涯を支えた理念も説かれている重要な著述であるといえる。

では、日蓮聖人はどのような引用經典を用いて初期の代表的な著述である『守護國家論』を著されたのであるうか。

その著作態度は、『守護國家論』の序文において、
「今以テ二經論ヲ直ニ邪正一。信説任ニ仏說ニ敢無レ
存ニ自義ヲ」⁽⁴⁾。

とて、仏法の正邪について全ては仏説に任せ、決して私見を加えることはしない⁽⁵⁾と述べられていることが知られる。

この説示は、聖人の著作、教学的世界が仏説を根本として構築されていることを意味している。つまり、聖人教學における初期重要著述である『守護國家論』に引用される經典は、聖人教學を一貫する根幹となり、聖人の

生涯にわたる弘教活動を支える理念となつたと考えることができる。

本稿では、このような視点から『守護國家論』に引用される仏法としての經典を整理し、分類したい。その上で、『守護國家論』に引用されている經典の中において、

特に『涅槃經』の引用に注目されている高木豊氏等の先行研究に示唆を受け、『涅槃經』如来性品「依法不依人」の文に着目し、仏弟子として仏の説かれた經典に絶対的な信を置き、仏弟子としてどうあるべきかを常に經典に問いたずねるという聖人の眞の仏弟子としての姿勢について探ってみたいと考えている。⁽⁷⁾

なお、本稿において考察・引用する日蓮聖人遺文は、真蹟現存・曾存・断片現存・断簡現存・直弟写本現存遺文とする。

二、『守護國家論』における引用經典

『守護國家論』に引用されている經典の種類と引用箇所について、管見ながら整理し、分類すると、次の十四種の經典からの引用がみられ、その引用文の合計は一五六箇所であることが確認できる。

- (1) 『法華經』六十九箇所
- (2) 『無量義經』十五箇所
- (3) 『觀普賢經』二箇所
- (4) 『涅槃經』六十四箇所
- (5) 『仁王經』五箇所
- (6) 『華嚴經』二箇所

- (7) 『無量壽經』二箇所
 (8) 『金光明經』二箇所⁽⁸⁾
 (9) 『梵網經』二箇所
 (10) 『大雲經』一箇所
 (11) 『大集經』一箇所
 (12) 『維摩經』一箇所
 (13) 『仏藏經』一箇所
 (14) 『密嚴經』一箇所
- 以上より、日蓮聖人は法華經最勝の立場にあることは言うまでもないが、その根拠として数多くの經典を引用をされていることが確認できる。
- その中でも、日蓮聖人が仏の説かれた一切經に対しても、仏弟子として仏の眞の言葉を聞くために、「依法不依人」という態度で經典に向かい、その經典に説かれている仏の言葉一つ一つを眞実として受け入れ、多くの疑問や葛藤のもとに、全ての教えを正面から受けとめ、法華經が最勝であるという答えを導き出しているのである。⁽⁹⁾
- すなわち、日蓮聖人は仏弟子として、仏の説かれた經典に全てを委ね、仏弟子としてどうあるべきかを經典に聞いたはずねるという『涅槃經』に説かれる「依法不依人」の文を守って生きられたのである。

また、『守護國家論』の引用經典について、高木豊氏は次のように指摘されている。

「日蓮は、『無量義經』を『法華經』の開經として、『涅槃經』を同經の流通分として引用していることはかわりではなく、『法華經』と『涅槃經』との勝劣を『國家論』のなかで述べてもいるのである。しかしそれを前提にしていえば、『國家論』がまさに法華・涅槃の立場から撰述されたことは、両經引用からいってもまぎれもなく、同書が両經を支柱として構築されていたことも確かである。」⁽¹⁰⁾

この指摘から、『守護國家論』を著された聖人にとって『涅槃經』は法華經と同じく重要な存在であることが知られる。

日蓮聖人は、『守護國家論』の『涅槃經』は法華經の流通であることを明かす第六段において、『涅槃經』に関する次のように述べられている。

「法華經、大収涅槃經、括拾、見了。涅槃經、自称下劣、
 法華經、之由上。」⁽¹¹⁾

すなわち聖人は、『涅槃經』如來性品の經文を根拠として、『涅槃經』は法華經の救濟に漏れた者を救うという落ち穂拾い的な働きをもつ括拾教と理解しているこ

とが知られる。さらにその『涅槃經』自体はみずから法華經より劣ると説示していることが述べられている。⁽¹³⁾ では、次に『守護國家論』における『涅槃經』引用について確認していきたい。

三、『守護國家論』における『涅槃經』引用

すでに指摘したように、『守護國家論』における『涅槃經』の引用は、五十二箇所みられ、『法華經』に次いで多く引用されている。

そこで、『守護國家論』に引用されている六十四箇所の『涅槃經』の品名について整理してみると、寿命品、金剛身品、名字功德品、如来性品、聖行品、梵行品、高貴德主品、師子吼品、迦葉品の九品があげられる。以上にあげた『涅槃經』の卷数と品名と『守護國家論』における引用文・事項を分類整理し、引用回数をまとめたものが表Iである。

この表Iに注目してみると、如来性品が二十五箇所で一番多く、その中でも番号15「依法不依人。依義不依語。依智不依識。依了義經不依不了義經」の文が、八回もみられることがある。

そこで、私は『守護國家論』の『涅槃經』引用において、(1)「依法不依人」の文の検討

て最も多く引用されている如来性品の「依法不依人。依義不依語。依智不依識。依了義經不依不了義經」の四依法の中でも、「依法不依人」の句に注目してみたいと思う。

ところで、前述のとおり「依法不依人」の文は、聖人の仏弟子としての生き方や、教学を構築されるうえで、重要な意味を持つている。そこで、『守護國家論』以降の真蹟完存・曾存・断片現存・断簡現存・直弟写本現存の遺文に限定して抽出すると、文應元年(一二六〇)の『一代五時圖』から弘安三年(一二八〇)頃の『一代五時鶏図』までの十三遺文十四箇所である。⁽¹⁴⁾ なかでも、『報恩抄』の一節では、日蓮聖人が眞の仏弟子を目指される過程において、その修行方法を決定付けられるうえで、重要な意味をもつことが確認できる。⁽¹⁵⁾

そのことからも、初期の『守護國家論』において、「依法不依人」の文がどのような意図のもとに引用されているかを探ることの大切さを知るのである。そこで以下、これらの五文について、検討しておきたい。

列挙すると、以下のようにである。

- ① 「願末代諸人且閣諸宗高祖弱文無義可レ信釈迦・多宝・十方諸仏強文有義。何況諸宗末学偏執為レ先末代愚者人師為レ本拠二經論者可レ依憑哉。故法華流通・双林最後涅槃經仏遺三言迦葉童子菩薩一言依レ法不レ依人依レ義不レ依語依レ智不レ依識依了了不レ依二法華・涅槃二論師・訳者・人師上乎。依智者依レ仏。不依識者等覺已下也。今世世間道俗為レ依用一。外道得二五通能傾山竭海不及下無二神通阿含經凡夫上。得羅漢現六通二乘不レ及二華嚴・方等般若凡夫。華嚴・方等般若等覺菩薩不レ及二法華經名字・觀行凡夫。設有二神通智慧不レ可レ用二權教善知識。」（『昭和定本』一二三背二如來遺言談中）依人不依法依語不依義依識不依智依不了義經不依了義經上乎。請願有レ心人加二思惟」
- （『昭和定本』九八頁）

- ② 「問云以レ人為二善知識常習也。有下以二法為二知識一証上乎。答云以レ人為二知識常習也。雖然於二末代一無二真知識以二法為二知識有二多証。」（中略）积迦・多宝・十方諸仏・普賢菩薩等我等善知識也。若依此義我等外宿善勝・善財・常啼・班足等。彼值二權經知識我等值二實經知識。彼值二權經菩薩我等奉レ値二實經仏菩薩。涅槃經云依レ法不レ依人依レ智不レ依識上。云二依法者法華・涅槃常住法也。
- ③ 「第三明下涅槃經為二法華經流通ノ説ノキタマフヲ之者。問云光宅法雲法師並道場慧觀等碩德以二法華經時經ノトツ立二無常熟蘇味。天台智者大師雖レ立二法華・涅槃同味ト亦存二枯拾義。二師共権化也。互具二德行一。何為レ正可レ晴我等迷心乎。答曰設雖レ為二論師・訳者・違仏教不レ判二権実二教且可レ加レ疑。何況唐土人師於二天台・南岳・光宅・慧觀・智嚴・嘉祥・善導等釈乎。設雖レ為二末代學者存二依法不依人義不レ達二本經本論可レ加二信用。」（『昭和定本』一三〇頁）

④「此等諸宗難非一。如何可レ不壞法華經信心乎。」

答云法華經行者心中存四十余年。已今當皆是真實・依法不依人等之文而外語不出之。隨問レ之。抑所立宗義依何經乎。彼引經隨引亦尋レ之。一代五十年之間說之中自法華經先歟。後歟。同時歟。亦先後不定歟。若答レ先以未顯真實之文責レ之。敢勿尋二彼經說相一。答レ後以當說文責レ之。答三同時一以今說之。答二不定經非大部經。一時一會說亦非二物數。」

〔昭和定本〕一三三三頁)

⑤「亦引智儼・嘉祥・慈恩・善導等立德雖難違法華・涅槃於人師者不レ可レ用。仰依法不依人金言故也。」〔昭和定本〕一三四四頁)

では、①から⑤までの引用内容について確認したい。

①の文意は、末代の人々に対して、釈迦仏・多宝仏・十方分身諸仏による、文証も強く義理も正しい教

えを信じなければならないとし、その理由として、法華經の流通分であり沙羅双林最後の遺言である『涅槃經』の「依レ法不レ依人依レ義不レ依レ語依レ智不レ依レ識」了義經「不レ依不レ了義經」の文を引用され、仏の説かれた教法に依るべきであつて人師の言葉に依つてはならない

いこと、仏の説かれた眞実の義に依るべきであつて文字言語だけに依つてはならないこと、仏の実智に依るべきであつて凡夫の心情に依つてはならないこと、仏が眞実を説きつくした了義經に依るべきであつて眞実を説きつくしていらない方便の不了義經に依つてはならないことをあげ、今の世間の様子を見ると、この仏の遺言に背いているとしている。

②の文意は、末代悪世には眞実の善師がないため、人ではなく法を善師とする証拠の経文の一つとして、『涅槃經』の「依レ法不レ依人依レ智不レ依レ識」を引用され、依るべき法とは、常住仏性を説く法華經・『涅槃經』であり、依るべきでない人とは、法華經・『涅槃經』を信じない人であることを説明され、たとえ仏や菩薩であつても、法華經・『涅槃經』に依らない仏・菩薩ならば、末法の人々にとつての眞実の善師ではないことを示されている。

③の文意は、徳行の高い僧である光宅寺法雲や天台大師智顕等の意見のいづれを正しい見解として信用すれば良いのかという問い合わせに対する、たとえインドの論師や訳者であつても、仏の教えに背いて方便教と眞実教との区別ができるいない者に対しても疑いを持つべきであると

する。まして中国の人師の作った注釈書はなおさらであるとしている。しかし、末代の学者であっても、仏の教えである法に依つて人師の言葉に依るべきでないという『涅槃經』の仏の遺言「依法不依人」の文を守り、宗旨の根本とする經典・論書に違背しない者は、信用しなければならないとしている。

④の文意は、法華經信仰者に対する諸宗からの非難に對して、法華經の行者が法華經への信心を守り通す対処法として、心中に深く留め、輕々しく言葉に出さないようすべき経文として、『無量義經』の「四十余年」、法華經法師品「已今當」、宝塔品「皆是真実」の文と共に、『涅槃經』の「依法不依人」の文が挙げられている。

⑤の文意は、他宗の人がもし、華嚴宗の智儼・三論宗の嘉祥・法相宗の慈恩・淨土宗の善導などの高徳ですぐれた人師の説示は眞実であるという非難を加えてきたとしても、「依法不依人」の文の仏の誠めを堅く守り、法華經と『涅槃經』の教えに背く人師の言葉を信用してはならないと述べられている。

以上①から⑤までの引用内容について確認してみると、その引用意図は、①に指摘されているように、仏の説かれた經典に依ることなく、人師に依るとすれば、それは

仏の遺言に背くことであるということ。次いで②と③に引用されるように、末代の人々にとっての善師とは、仏の教えを守り法華經と『涅槃經』に依る者であり、法華經と『涅槃經』を信じない者の教えを信用してはならないということ。次いで④と⑤の文のよう、法華經の行者にとって「依法不依人」の文は仏の誠めの言葉として守るべき文であり、重要な經文であるということ、以上三つに分類できる。

このことから、「依法不依人」の文を日蓮聖人は、仏の遺言として受けとめられ、末法における善知識は仏の説かれた眞実の教えである法華經とその流通分である『涅槃經』であり、法華經と『涅槃經』を信じる者こそ信用すべきであると説かれていることが確認できる。

つまり、日蓮聖人にとって「依法不依人」の文は、「法」に依るべき、という仏教者としてのあるべき姿を律する厳しい仏の言葉であると共に、末法の時代に迷い生ける衆生のために仏が残してくれた慈悲の言葉であり、法華經の行者にとっては守るべき重要な言葉であるといえる。

四、おわりに

以上、日蓮聖人初期の重要な著述である『守護國家論』の引用經典を整理分類し、その引用されている經典において、特に『涅槃經』如來性品「依法不依人」の文に着目し、聖人が仏弟子として仏の説かれた經典に依るという聖人の真の仏弟子としての姿勢について確認してきた。そこで、理解したことをまとめるところである。

第一には、日蓮聖人遺文中における「依法不依人」の引用文は、正元元年の『守護國家論』から、弘安三年頃の『一代五時鶏図』までの十三遺文が挙げられ、生涯を通して引用されており、なかでも『報恩抄』の一節は、聖人が真の仏弟子としての修行方法を決定付けられる重要な意味をもつ引用であると確認できたことである。

第二には、日蓮聖人は「依法不依人」の文を、仏が迷い苦しむ末法の時代の人々のために残された遺言であると受けとめられていたことである。そして、聖人自身はその仏の教えを守り、末法の人々に対しても「依法不依人」という仏の言葉を守るようにと説かれていたことである。

以上のことから、日蓮聖人は『涅槃經』如來性品「依

法不依人」の文を仏の遺言として受け止め、この文によって「經典に依る」という仏弟子としての姿勢を確立された。すなわち聖人は經文に絶対の信をおき、經文に説かれていることを仏の言葉としてそのまま受けとめ、經文の説示を現実世界の上に実践し行動する（色読）という、法華經の行者としての弘教活動を支える經文となつたと考えられるのである。

今後の課題としては、日蓮聖人の法華經の行者としての生涯を支えた理念についての理解を深めるため、『守護國家論』における他の『涅槃經』の引用經文についても丹念に一つ一つ確認していくたい。

註

- (1) 小松邦彰稿「守護國家論の一考察」（『大崎学報』一二五号、昭和四十六年七月）
- (2) 「守護國家論の一考察」九八頁
- (3) 「守護國家論の一考察」一一二頁
- (4) 『昭和定本』九〇頁
- (5) ここに日蓮聖人の、文献主義的な立場が確認できる。日蓮聖人は『守護國家論』において經典を仏の「遺言」、「宣言」等と表現され、「法華經、釈迦牟尼仏也」（『昭和定本』一二三頁）として、法と仏は一体であると述べられている。

(6) 高木豊稿「初期日蓮における『涅槃經』の受容—『守護國家論』をめぐって—」(和歌森太郎先生還暦記念論文集編集委員会編『古代・中世の社会と民俗文化』昭和五十一年一月、『鎌倉仏教史研究』昭和五十七年七月再収)、戸啓造稿「日蓮聖人の『涅槃經』引用の一考察—『一乗要決』との関連について—」(『日蓮教学研究所紀要』第十号、昭和五十八年三月)

(7) 『守護國家論』には、多くの引用經典とともに、その經典に関する論釈書の引用もみられるが、その論釈書の引用整理については、今後の課題としたい。なお、高木豊氏は、『守護國家論』に引用されている論釈書として、『十住毘婆沙論』、『大智度論』、『仮性論』、『法華經安樂行儀』、『法華玄義』、『法華文句』、『摩訶止觀』、『法華文句記』、『摩訶止觀輔行伝弘決』、『法華翻經記』、『西方要決』、『安樂集』、『往生禮讚』、『末法燈明記』、『往生要集』、『一乘要決』、『選擇本願念佛集』を挙げている。(初期日蓮における『涅槃經』の受容—『守護國家論』をめぐって—) 四五九頁

「聖人は最初から仏教經典を取捨分別されるのではなく、一切經を釈尊の金言・実語・真言と受けとめられ、さらに内典における実語を分別し、一切經から選ばれた最高位の法華經を選択されるという方法である」と述べている。

(『日蓮教学研究』三八〇九頁)

(10) 「初期日蓮における『涅槃經』の受容—『守護國家論』をめぐって—」四五九頁

(11) 『昭和定本』一二三二頁

(12) 『大正藏經』一二卷四二〇頁

(13) 『報恩抄』(『昭和定本』一二〇三頁)にも同じ表現が見られる。

(14) ①文應元年『一代五時圖』(『昭和定本』一二一八三頁)、

②文永五年頃『一代五時圖』(同二三〇三頁)、③文永中期『断簡五一』(同二四九四頁)、④文永中期『断簡五二』(同二四九四〇五頁)、⑤文永九年『開目抄』(同五八二〇五頁)、

⑥建治元年『撰時抄』(同一〇四四頁)、⑦建治元年『一代五時鷄圖』(同二三三七〇八頁)、⑧建治二年『報恩抄』

(同二一九四頁)、⑨建治二年『一代五時鷄圖』(同二三五八頁)、⑩建治三年『賴基陳狀』(同二三四八〇九頁)、⑪弘安元年『本尊問答抄』(同一五七五〇六・一五七七〇八頁)、⑫弘安元年或いは二年『一代五時鷄圖』(同二三八七頁)、⑬弘安三年頃『一代五時鷄圖』(同二三九〇頁)。

(15) 次の『報恩抄』の一節には、聖人の仏道を求める際の決意が述べられている。

(9) 北川前肇氏は、日蓮聖人の教相判釈の方法について、用がみられたのでここに挙げた。

「我等凡夫はいづれの師々なりとも信するならば不足あるべからず。仰てこそ信すべけれども、日蓮が愚案はれ（晴）がたし。世間をみるに、各々我も我もといへども國主は但一人なり。二人となれば國土おだやかならず。家に二の主あれば其家必やぶる。一切經も又かくのごとくや有らん。何の經にてもをはせ、一經こそ一切經の大王にてをはすらめ。而に十宗七宗まで各々諍論して隨はず。國に七人十人の大王ありて、万民をだやかならじ。いかんがせんと疑ところに、一の願を立。我れ八宗十宗に隨はじ。天台大師の専ら經文を師として一代の勝劣をかんがへしがごとく、一切經を開きみるに、涅槃經と申經に云、依_テ法不_レ依_ラ人等云云。依法と申は一切經、不依人と申は仏を除き奉て外の普賢菩薩・文殊師利菩薩乃至上にあぐるところの諸人師なり。此經に又云、依_テ了義經_ニ不_レ依_ラ不_レ了義經_ニ等云云。此經に指ところ了義經と申は法華經、不了義經と申は華嚴經・大日經・涅槃經等の已今当の一切經なり。されば仏の遺言を信するならば、専ら法華經を明鏡として一切經の心をばしるべきか。」（『昭和定本』一二九四頁）

【表 I】

番号	『涅槃經』引用經文及事項															引用回数	品合計		
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
9	9	9	7	6	6	6	6	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	卷數	
如來性品	如來性品	如來性品	如來性品	如來性品	如來性品	如來性品	如來性品	如來性品	名字功德品	金剛身品	金剛身品	金剛身品	金剛身品	金剛身品	壽命品	壽命品	壽命品	品名	
大涅槃經為於南方諸菩薩	惡比丘抄掠是經滅正法	如法華中八千声聞得受記：秋收冬藏更無所作	自是之前我等名邪見人	乘急戒緩	依法不依人	依義不依語	依智不依識	依了義經不依不了義經	若天魔梵為欲破壞變為仏像	經典流布處其地其人金剛	衆生受持如是經典不生誹謗	人四依	護正法者	持刀劍弓箭等	護持正法因緣故得成就是金剛身	毀正法者苦治無有罪	正法付囑諸王等	不呵責等仏法中怨	
1	1	4	2	1	8	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	3	1	
25										1	5					6			

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
36	33	33	33	33	30	27	27	22	19	17	14	14	12
迦葉品	迦葉品	迦葉品	迦葉品	迦葉品	師子吼品	師子吼品	高貴德王品	梵行品	梵行品	聖行品	聖行品	聖行品	仙予斷婆羅門命
恒河七種衆生	善星比丘	爪上土	善星比丘入墮阿鼻獄	微細之義我已為諸菩薩說	二月十五日涅槃	既成道已梵天勸請	於波羅奈國宣說中道	於惡知識生畏懼心	如來雖無虛妄之言	衆生令受持大乘涅槃經	阿闍世等	五味	
5	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	4	1
14					4				1	2	6		